

鎌選管第1446号

平成29年11月15日

鎌倉市議会議長

山田 直人 様

鎌倉市選挙管理委員会

委員長 北村 智生



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

選挙管理委員会事務局 (内線2472)

議会受付番号	文書質問第1号
質問者	長嶋議員
答弁する者	選挙管理委員会事務局長

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第1号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

添付資料写真のとおり、先日行われた鎌倉市長選挙において、松尾たかし候補者は「街頭演説用標旗」及び「温故知新のぼり旗」を自転車につけて市内の道を選挙期間中走り回っていた。

また、10月28日12時頃、10月30日10時頃、常盤730付近の駐車場に市長選挙の街宣車が、選挙の看板が外から見える状態で駐車してあった。

これらの行為は公職選挙法に違反するかどうかのご回答をお願いします。

2 質問の理由

以前選挙期間中に「街頭演説用標旗」を自転車で走行中に見えるようにして走るのほだめなので、ひもで縛るなりして見えないようにして走るように。と警察から指導を受けた。「温故知新のぼり旗」は松尾たかしを類推させるので使っては駄目。と指導を受けたのでブルーの無地の旗を使用した経過がある。

松尾たかし氏はこれらの事はご存じのはずであるが今回堂々と使っているので、使用できるようになったのか確認したい。

また街宣車の事はいうまでも無く誰もがわかっているが、22日の投票日この状態だったとしたら、投票行動に対する影響は排除できないので、何日からこの状態であったかの確認をしていただく為。

3 答弁

「温故知新のぼり旗」が松尾たかし候補の氏名を類推させることについては、公選法上、「氏名又は氏名が類推されるような事項」における解釈は、一般的には候補者の氏名等が直接に含まれる場合に該当すると解されており、「温故知新」の記載をもって直ちに氏名を類推させるとは言い難いものと考えます。

なお、道路交通法第57条第2項及び神奈川県道路交通法第9条第4項の規定では、積載物の積載方法について、乗車装置又は積載装置の前後から0.3メートルを超えてはみ出さないこと、また、自転車にあつてはその乗車装置又は積載装置の左右から0.15メートル

ルを超えてはみ出さないこととされており、「街頭演説用標旗」や「温故知新のぼり旗」を自転車につける場合は、その標旗の大きさにより、道路交通法第 57 条第 2 項及び神奈川県道路交通法第 9 条第 4 項に抵触する恐れがあります。

また、10 月 22 日以降に市長選挙の街宣車が選挙の看板が外から見える状態で駐車してあったことについては、選挙運動用自動車に取り付けて使用する看板の類の使用は選挙運動期間に限り認められたもので、選挙運動期間外に外から見える状態にあったことは、公職選挙法第 129 条に抵触するおそれがあるものと考えます。